

令和2年

東部知多衛生組合議会  
第1回定例会会議録

令和2年2月7日（金）開会

令和2年2月7日（金）閉会

東部知多衛生組合

## 令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和2年2月7日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

### 1 応招議員

1 番 山本正和      2 番 木下久子      3 番 加古 守

4 番 三浦桂司      5 番 伊藤 洋      6 番 近藤千鶴

7 番 小松原英治      8 番 前田明弘      9 番 向山恭憲

11 番 大村文俊      12 番 山本恭久

### 2 不応招議員

10 番 瀧塚政明

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

令和2年2月7日（金）午前10時00分 開会

令和2年2月7日（金）午前11時03分 閉会

### 6 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人      副管理者 小浮正典      副管理者 神谷明彦      副管理者 竹内啓二

副管理者 山内健次      会計管理者 久野信親      事務局長 土屋正典

総務課長 加藤博之      業務課長 久野尚志      主幹 矢野昭裕

総務課長補佐 浅田貴志      業務課長補佐 堀田正尊      施設建設整備係長 川崎 博

## 7 職務のため議場に出席した者

書記 土屋正典      書記 加藤博之      書記 浅田貴志

## 8 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第1号	例月出納検査報告について
	報告第2号	定期監査報告について
日程第4	議案第1号	東部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について
日程第5	議案第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第6	議案第3号	令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第4号	令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算
日程第8	議案第5号	監査委員の選任について

### ○議長（山本正和）

皆さん、おはようございます。令和元年度も残すところ1か月余りとなり、各市町におかれましては、3月定例会を間近に控え何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく願います。

これより議事に入ります。阿久比町の瀧塚政明議員からは、欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしく願います。ここで、管理者からご挨拶を願います。

管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成30年度から2か年の継続事業であります、余熱利用施設整備事業、温水プールの改修工事につきましては、今年度が最終年度で、完成間近となり、4月8日にリニューアルオープン式を迎える運びとなっております。

皆様ご存知のとおり、温水プールは、ネーミングライツ制度を導入し、住友重機械工業株式会社名古屋製造所がネーミングライツ・パートナーとなり、「住友重機械 温水プール」という名称になります。

リニューアルします温水プールは、利用者の快適性、安全性を確保するとともに、健康増進に寄与できる施設として、多くの皆様にご利用いただけるようアピールしてまいります。

また、4か年の継続事業であります、マテリアルリサイクル施設建設事業が後2年残っておりますので、組合議員の皆様方には、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会には5件の議案をご提案申し上げます。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「令和2年度から4年度までの実施計画」を始め3点のご報告をさせていただきます。

議案等の内容は、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（山本正和）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番三浦桂司議員及び8番前田明弘議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年7月分から12月分の例月出納検査の報告が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の報告がそれぞれ提出されましたので、お手元にそれぞれの報告書の写しを配布しております。

本定例会より例月出納検査及び定期監査報告につきましては、他団体議会の例に倣いまして書面報告のみとし、代表監査委員による口頭での補足説明は行わないこととさせていただきますので、ご了承をお願いし、これをもって報告とさせていただきます。

日程第4、議案第1号「東部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第1号「東部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、内容をご説明いたします。裏面の参考資料も併せてご覧願います。

第1条は、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度に則り、所要の整備を行うとしたものであり、既に各構成市町で制定されている同種の条例と同じ趣旨であります。

第2条、当組合においては、職員の給与及び勤務時間等に係る例規については、大府市の条例及び規則に準じているので、会計年度任用職員についても「大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の例によるものと、規定しております。

なお、大府市の条例は、会計年度任用職員には、職務の内容と責任に応じ、他の職員との均衡を考慮して地域手当相当分を加味した報酬、通勤に係る費用弁償及び期末手当を年間2.6月分

支払うこととするものです。

第3条、ただし、現在、当組合で本制度に該当する職員1名は、第二種電気主任技術者という、特殊な職で大府市には無い職ということもあり、大府市条例の直接規定では現在の処遇と均衡が取れないため、給与のうち報酬に係る規定については、上限額を月額29万9,900円と定め、管理者が規則で定める額とするものです。

第4条は、規則委任であります。

因みに、これまでの制度との具体的な違いは、各構成市町と大体同じかと思いますが、現在、賃金1本のものが、報酬、期末手当及び費用弁償の3種類に分けて支給されることとなります。

当組合、当該職員に当てはめると、もともと、期末手当及び通勤手当相当分を含めて賃金額を決定、支給しておりましたので、支給総額については、ほぼ同じ水準となります。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第1号「東部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する4条例について、会計年度任用職員に係る規定を整備するため、条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明いたします。新旧対照表も併せてご覧いただけます。

本案につきましても、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の整備を行うものです。当組合既存の条例中、関係する4条例を一括で整備する条例を制定するもので、一部の条例については合わせて用語の整理を行うものです。

内容といたしまして、第1条は、東部知多衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正で、心身の故障による休職の期間を、会計年度任用職員については、その任期の範囲内とする規定の整備と用語の整理をするものであります。

第2条は、東部知多衛生組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正で、戒告の効果进行を定義する規定と、パートタイム会計年度任用職員の減給にあつては、報酬がその対象となることの規定を整備し、併せて用語の整理をするものであります。

第3条は、東部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正で、先にお認めいただいたとおり、会計年度任用職員の給与支給根拠は、別に条例で定めるところから、条例の適用関係を明確にするため、規定の整備をするものであります。

第4条は、東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員を報告及び公表の対象とするものであります。

なお、各構成市町も、同様の条例を制定してみえますが、当組合には「公益的法人等への派遣条例」などはありませんので、関係する条例は、構成市町よりは少ないものとなっています。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第3号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者(岡村秀人)

議案第3号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5億8,122万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,132万円とするものです。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本正和)

事務局長。

○事務局長(土屋正典)

それでは、議案第3号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の内容を説明させていただきます。資料といたしまして、議案第3号補正予算書と併せて、補正予算の概要及び負担金明細表をお配りしておりますので、ご確認の程お願いいたします。

では、議案書をご覧ください。第1条第1項に定める補正額は、管理者からの提案説明にありましてとおり、5億8,122万円の減額とするものであります。

第2条、継続費の補正及び第3条、地方債の補正は、建設事業費2事業の進捗、契約額の確定による今回の補正を反映させるもので、事業ごとの内容につきましては、後ほど事項別明細で申



上げます。

補正減額が5億を超える額となっておりますが、これは、昨年5月の臨時会でお認めいただいたところの、マテリアルリサイクル推進施設建設工事及び余熱利用施設改修工事の契約額確定による減が主たる要因でして、3ページ、第2表をご覧ください。継続費補正の表中、令和元年度の年割額を補正前後で比較いたしますと、この2事業で約5億1,400万円下がっております。続きまして、歳入から事項別に説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

1款1目負担金、補正額は2億8,648万1,000円。率にして22.4パーセントの減額で、例年より大きな補正減額となっております。補正要因の内訳としまして、歳入側で約1億3,000万円。主に順調なエコリの発電による諸収入と繰越金の補正増によるものです。

歳出側は、約1億6,000万円で、主にマテリアルリサイクル推進施設建設事業及び余熱利用施設整備事業に係る一般財源部分と公債費の補正減によるもので、元々の事業規模が大きいので、契約残等も大きな額となっております。また、構成市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりです。

参考としまして、補正予算の概要をご覧ください。1ページ1款分担金及び負担金の表、右端最下段、全体の増減率、22.4パーセント減に対して、市町ごとの増減率が異なりますが、負担金については、大きく分けて、し尿、ごみ、プールの3区分、更に各区分内の様々な計算の積み上げからなっており、加えてプールについては、経費の2分の1を大府市と東浦町が負担することとなっているので、各市町の増減率が一致することは、まずありません。

今回で言えば、ごみ区分に係る補正減額が飛び抜けて大きいので、同区分が負担金全体に占める割合は下がり、相対的に、し尿及びプール区分の割合は、上がることとなります。このことから、プールの2分の1負担がある大府市、東浦町と2分の1負担がない豊明市、阿久比町とでは、異なった傾向となります。

特に、市町ごとに支払う負担金の中での内訳を見たときに、し尿区分負担も小さく、ごみ区分の割合が4市町中最も高い豊明市は、ごみ区分の補正減額の影響を一番強く受けるので、減額の率としては、他市町と比較して大きな率となっております。

なお、補正予算の概要には、この後、ご説明する有料ごみ搬入見込みや鉄・アルミの売却単価の補正前後の数値、各項目の補正理由などが記してあります。

補正予算書7ページに戻っていただいて、中段2款2目クリーンセンター使用料1,600万円の増額は、家庭系及び事業系有料ごみの搬入見込みの増加によるものです。実際の実績推移としては、ごみ搬入量は若干減の見込みですが、今年度の当初予算は、使用料値上げの影響を考慮

し、厳しく低めに見ていたもので、予算上は補正増となるものです。

3款1目国庫補助金1,000円の増額は、複数年で交付を受けるマテリアルリサイクル推進施設整備費の年度間調整において、1,000円未満端数の取扱いの差によるものです。

8ページにまいりまして、4款1項1目財産貸付収入12万円の減額は、土地貸付収入の予算積算の誤りを正したことによるもので、実際の貸付面積、金額に変更はありません。

4款2項の1目生産品売払収入は、主に不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払収入で、それぞれの売却単価の下落により400万円の減額となっております。

その下、2目物品売払収入162万円の増額は、洲崎最終処分場のブルドーザの売却によるものです。

5款1目繰越金4,376万円の増額は、平成30年度決算の結果によるものです。

6款1目雑入7,200万円の増額は、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入で、発電電力量が見込みを上回ったことによる増額です。

9ページ7款1目組合債、4億2,400万円の減額は、1節マテリアルリサイクル推進施設建設事業債が2億9,990万円の減。2節余熱利用施設整備事業債が1億2,410万円の減で、どちらも契約額が確定したことによるものです。

次に、歳出を説明いたします。10ページをご覧ください。歳出については、契約残や実績見込みが下回ったことによるなど、殆どが不用額の整理です。

2款1目一般管理費、13万円の減額は、報償費、委託料、使用料及び賃借料の契約残によるものです。

3款1目浄化センター管理費、1,603万6,000円の減額は、2段目の委託料が、5件の契約残により、253万8千円の減額。その2段下の工事請負費が、6件の工事の契約残により、1,139万8,000円の減額となっているところが大きいです。

11ページに移りまして、2目クリーンセンター管理費、2,199万7,000円の減額は、主に、使用実績見込みを下回ったことによる需用費1,500万円の減額と、その下、契約残による委託料545万2,000円の減額によるものです。

なお、委託料、説明欄1行目、エコリの飛灰固化物を衣浦港3号地最終処分場に埋立てる、廃棄物埋立処分委託料については、処分量見込みが4.7パーセント増となりましたので、142万5,000円の補正増をお願いしております。

3目洲崎最終処分場管理費及び4目大東最終処分場管理費についても、契約残等、執行結果によるものです。

12ページに移っていただきまして、2項1目温水プール管理費については、工事終了日等が

未定であったため、当初予算時には計上しにくかった項目の補正対応をお願いするもので、15万9,000円の増額です。

需用費119万7,000円の増額は、改修工事完了引渡し後、プール水の管理に要する薬品代と、機械設備等に要する電気料をお願いするものです。

役務費100万円の増額は、現在、浄化センターに仮置きしているプール用備品等を移動させる什器等運搬手数料をお願いするものです。備品購入費67万8,000円の減額は、庁用備品の契約残によるものです。

4款1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費3億4,840万6,000円の減額は、委託料及び工事請負費の契約残によるものです。

13ページ2目余熱利用施設整備事業費1億6,553万7,000円の減額。こちらも委託料及び工事請負費の契約残によるものです。

5款公債費2目利子2,959万円の減額は、平成30年度借入れ分の償還利子で、それぞれの借入利率が見込みを下回ったためであり、借入額が66億円を超える額であったため、相応する金額の減額となっております。

14ページ、15ページは、継続費及び地方債に関する調書ですので、お目通しをお願いしたいと思います。以上で、議案第3号、令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第3号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第4号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。  
提案理由は、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、令和2年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、22億9,093万円とするものです。

各施設、年間を通して安定した運転管理を図り、効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査し、予算編成をしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、議案第4号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算」の内容を説明させていただきます。資料といたしまして、議案第4号予算書と併せて、予算の概要及び負担金明細表をお配りしておりますので、よろしくご確認の程お願いいたします。

では、議案書をご覧ください。第1条第1項に定める、令和2年度当初予算の総額は、管理者からの提案説明にございましたとおり22億9,093万円で、主に余熱利用施設整備事業の終了により、令和元年度当初予算との比較で、8億1,161万円の減額、率にして26.2パーセントの減となっております。

令和2年度事業の主な点としましては、クリーンセンター不燃物処理施設の延命化対策、温水プールの営業再開といったことが挙げられます。

次に、予算書3ページをご覧ください。第2表「地方債」は、マテリアルリサイクル推進施設建設事業に係る地方債で、借入限度額を4億3,880万円とし、起債の方法等を定めたものです。事業の内容につきましては、後ほど事項別明細で申し上げます。

続きまして7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

1款1目負担金、本年度予算額は13億8,685万円、前年度比1億948万8,000円、8.6パーセントの増額で、主にクリーンセンター管理費の増加によるものです。

予算総額は減っておりますが、特定財源の付く経費が減って、付かない経費が増えておりますので、負担金は増となります。また、構成市町の負担金額は、説明欄に記載のとおりであります。

参考としまして、予算の概要をご覧ください。1ページ1款分担金及び負担金の表の構成率は、大府市38.7パーセント、豊明市26.6パーセント、東浦町21.9パーセント、阿久比町12.8パーセントとなっております。また、表の右端、増減率をご覧ください。大府、東浦の1桁パターンと豊明、阿久比の2桁パターンがあります。

割合や傾向が、全市町同じにならないことは、補正予算の説明で申し上げたとおりです。元年度予算では、改修工事により予算全体に占めるプールの比率が大きくなり、プール区分の負担割合が大きい大府市及び東浦町の構成率が伸びていましたが、改修が終わった2年度は、反動で、プール費用の2分の1負担がない豊明市、阿久比町の構成割合が元に戻り、その結果が増減率に表れたものです。

よって、先に読み上げました、令和2年度の構成率は、プール関係の大きな支出のなかった平成29、30年度と、大体同じ程度です。なお、予算の概要には、この後、ご説明する有料ごみ搬入見込みや鉄、アルミの売却単価、各項目の説明などが記してあります。

予算書7ページに戻っていただいて、2款の中段、2目クリーンセンター使用料の内、説明欄1行目クリーンセンター施設使用料2億3,600万円は、住民の方が直接持ち込む、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間2,200トン、事業系ごみが年間9,600トン、総計11,800トンと見込みました。

実際の実績推移としては、ごみ搬入量は減る見込みを立てておりますが、補正予算で申し上げたとおり、元年度予算を厳しく低く見ておりましたので、当初予算上の比較では、前年度比800万円の増となっております。

その下、3目温水プール使用料、説明欄1行目、温水プール施設使用料は、1,936万6,000円。年間入場者数を改修前直近の平成30年度実績をベースに、大人48,000人、小人22,000人と見込みました。

次に8ページをお願いします。3款1目国庫補助金、2,620万3,000円は、前年度比1億8,292万9,000円の減額です。

4か年の継続事業であるマテリアルリサイクル推進施設整備に係る交付金で、補助率は対象事業費の3分の1ですが、新年度事業費、約4億8千万円に当てはめると、桁が一桁少ないものとなっております。

これは、契約により事業費が大きく下がったものの、元年度は当初申請額のまま交付を受け、貰いすぎという形になりますので、2年度において約1億1,400万円マイナスの年度間調整が行われているためです。

次に、4款1項1目財産貸付収入は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として、住友重機械工

業株式会社に貸し付ける収入で、前年度比12万円減となっておりますが、補正予算と同じく予算積算の誤りを正したもので、実際の貸付予定面積、金額に変更はありません。

その下、2項1目生産品売払収入は、鉄、アルミとも売却価格の下落が大きく、前年度比639万5,000円の減額となっています。

次に、5款1目繰越金は、前年度と同額です。

9ページに移っていただいて、中段、6款1目雑入1億6,645万9,000円は、前年度比3,653万2,000円の増となっています。これは、主に説明欄の下から2行目、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入1億6,500万円によるものです。

また、その下、住友重機械工業株式会社と契約を締結しました、ネーミングライセンス料、年額80万円を新たに計上しております。

次に、7款1目組合債4億3,880万円は、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債で、既存のごみ焼却施設を解体し、スラグストックヤード等を整備する工事と施工監理業務委託に係る地方債の借入れです。前年度比にあつては、余熱利用施設整備事業の終了により、約8億円の減となっております。

続きまして、歳出を説明いたしますので、10ページをお願いします。1款議会費49万9,000円は、前年度と同額です。

次に、2款総務費1目一般管理費5,899万9,000円は、前年度とほぼ同額で、事業内容等、大きく変わりはありません。

2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人件費です。7節報償費22万円は、小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代です。

次に、11ページをお願いします。中段辺り、12節委託料265万5,000円は、健康診断委託を始め6件の委託料で、事業に変わりはありません。

13節使用料及び賃借料277万円の主なものは、財務会計システム、給与管理システム、パソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料です。18節負担金、補助及び交付金1,599万2,000円の主なものは、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金です。

12ページをご覧ください。2項1目監査委員費は、前年度と同額です。

次に、3款衛生費1目浄化センター管理費2億2,738万1,000円は、前年度比2,697万3,000円の増額です。この主な要因は、委託料及び工事請負費によるものです。

2節給料から4節の共済費までは、浄化センター職員3名分の人件費で、技能労務職員1名が、退職して再任用短時間勤務職員に切り替わっています。

13ページ10節需用費5,293万3,000円は、前年度比298万1,000円の減額

で、主に光熱水費と修繕料の減額によるものです。

消耗品費は、主に処理薬剤と機械部品の購入費であり、光熱水費は、主に電気使用料です。修繕料は、主にブロワ補修を始め3件の修繕に加え、突発的な修繕に備えるものです。

12節委託料5,288万3,000円は、施設の維持管理、機械設備点検といった定例的な委託17件で、前年度比790万2,000円の増額です。

主な要因は、14ページに移っていただいて説明欄の上から1行目の浄化センター運転管理委託料が、先程、触れました再任用短時間勤務職員の、勤務に就かない時間を補填するため、増額になることと、3行目の脱臭洗浄塔清掃委託料及び5行目、国からの通知に基づく個別施設長寿命化計画を作成するにあたり必須となる、し尿処理施設精密機能検査委託料の新規2件によるものです。

14節工事請負費9,772万4,000円は、施設の安定運転のために行う、破砕機補修工事始め8件の機械設備工事で、前年度比2,822万8,000円の増となっております。

これは、説明欄の下から4行目以降、臭気を脱臭洗浄塔へ送るための中濃度臭気ファン更新工事、貯留槽内部を守るための汚泥貯留槽防食工事、脱水汚泥コンベア更新工事、計量ポスト盤、データ処理装置及び処理ソフトを更新する計量機補修工事までの、4件の新規工事によるもので、いずれも老朽化のため、竣工以来初めての措置となります。

15ページ、2目クリーンセンター管理費12億2,941万7,000円は、前年度比3億6,713万円の増額です。この主な要因は、委託料及び工事請負費による増額です。

1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員1名を含め、クリーンセンター職員8名分の人件費で、浄化センターと同じく、技能労務職員1名が、退職して再任用短時間勤務職員に切り替わっています。

10節需用費3億183万7,000円の内、消耗品費は、主に排ガスをきれいにする処理薬剤と溶融物を出湯する際の機械部品類。16ページ、燃料費は、主にA重油とコークスになります。

光熱水費は、電気及び水道料金が殆どであり、修繕料は、不燃ごみ処理施設の機器設備、車両及び重機の修繕と、突発的な修繕に備えたもので、定期的に行う補修工事の内容変動などにより増となっておりますが、消耗品費など下がっている項目もあるので、需用費全体では前年度とほぼ同額となっております。

12節に移りまして、委託料6億4,449万7,000円は、施設の運転管理と定期的実施しています機械設備点検など28件の委託業務で、前年度比1億5,233万6,000円の増額です。

大きな増額要因としては、17ページの委託料説明欄、下から6行目、365日24時間体制で運転する可燃ごみ処理施設運転管理委託が、労務単価の上昇、技能労務職員退職後の再任用短時間勤務に伴う業務補填増、消費税上半期分の増により、1,186万6,000円、4.6パーセントの増。

その2行下、定期点検整備業務委託が、エコリの稼働が2年目となり、整備範囲が大幅に広がることから、1億2,471万8,000円増となっております。

その他の主な委託業務としまして、前ページ委託料説明欄の1行目、廃棄物埋立処分委託料3,108万6,000円、8行目、計量受付業務委託料1,100万円、17ページに移っていただいて、委託料、説明欄の下から5行目、不燃ごみ処理施設運転管理委託料、7,084万円となっております。

また、説明欄、下から2行目の不燃ごみ処理施設精密機能検査委託料と、その下、エコリの放水銃点検委託料の2件は、新規の委託であります。

次に14節工事請負費2億2,436万7,000円は、前年度比2億2,047万9,000円の増額で、説明欄上から2行目の不燃ごみクレーン更新工事以下4件は新規でお願いするものです。

これは、計画的な施設整備で残すところの不燃ごみ処理施設の延命化を図るため必須となるもので、竣工以来30年を超える時期となることを踏まえ、負担金の平準化も鑑み、2年度、3年度の2年間で実施計画に計上していたものでございます。

その内容としましては、不燃ごみクレーン更新工事、受電から場内配電までを担う不燃ごみ処理施設受電設備更新工事と、これも更新工事と言って良い内容の不燃ごみ搬出コンベア改造工事の3件は、竣工以来、初めての工事となります。

最後の粗大破碎可燃物搬出装置補修工事については、スプリンクラー設置等の火災対策及び劣化個所の補修を行うものです。

18ページをご覧ください。3目洲崎最終処分場管理費470万3,000円は、前年度とほぼ同額です。4目大東最終処分場管理費1,863万3,000円は、前年度比462万9,000円の増額です。この主な要因は、工事請負費によるものです。

12節委託料619万6,000円は、除草作業委託始め8件で、前年度比120万6,000円の減額です。この主な要因は、コンピュータシステム点検委託内容の変動による減額と昨年度実施した計装機器点検委託が無くなったことによるものです。

14節工事請負費789万8,000円は、前年度比671万円の増額で、補修内容の変動により増額となった高度処理装置補修工事と、新規で薬剤溶解及びろ布洗浄作業の効率化を図るた



めの給水ユニット設備設置工事の2件であります。

続きまして、2項1目温水プール管理費8,942万2,000円は、前年度比8,176万7,000円の増で、施設改修工事後のリニューアルオープンによる増額です。

温水プール管理費につきましては、1年間休館からの営業再開となり、多くの項目が皆増と言って良い状態ですので、以後、前年度比較は省略します。

なお、直近の通年営業年度である29年度と比較しますと、約137万円の減額となっています。これは、主に工事請負費の相違によるものですが、総体的に事業内容・規模は休館前と同じであります。

2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名分の人件費です。20ページに移っていただいて、10節需用費2,377万7,000円は、電気・水道による光熱水費が主なものです。

12節委託料5,359万6,000円は、プール日常清掃委託始め14件です。主なものは、説明欄1行目のプール日常清掃委託が177万6,000円、4行目、受付、監視、機械設備等運転・保守といったプールの運用を行う、プール管理業務委託が4,556万2,000円となっています。

従来、別々に委託していた窓口業務委託と、このプール管理業務委託を1本化したということはありませんが、委託事業全体としては、改修工事前と同じ事業となっています。

21ページ、13節使用料及び賃借料662万円は、説明欄の2行目、プール利用者の駐車場として、住友重機械工業株式会社に貸していただく用地借上料と下水道使用料が主となります。

14節工事請負費189万円は、第1種圧力容器補修工事で、法定検査がある圧力容器の消耗部材の取替、整備点検を毎年行うものです。

21ページ、4款1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費、4億9,218万円は、工事期間3か年の2年目となり、主に、契約により確定した事業費の年割額の変動により、前年度比2億2,269万9,000円の減額となっています。

12節委託料720万8,000円は、前年度比78万8,000円の減額です。これは、マテリアルリサイクル推進施設工事施工監理業務委託料の契約額確定、年割額の変更によるもので、令和2年度の年割額の割合は、総額2,145万2,000円の33.6パーセントになります。

22ページ、14節工事請負費4億7,239万9,000円は、前年度比2億1,224万1,000円の減額です。こちらも、マテリアルリサイクル推進施設建設工事の契約額確定、年割額の変更によるもので、令和2年度の年割額の割合は、総額10億6,639万円の44.3パーセントになります。

18節負担金、補助及び交付金1,200万円は、前年度比1,000万円の減額です。これ

は、建設事業を担う構成市町からの派遣職員負担金で、余熱利用施設整備事業が終了したことにより、技師2名が1名となるためです。

その下の、余熱利用施設整備事業費につきましては、令和元年度で完了となりましたので皆減です。

次に、5款公債費1目元金は1億3,997万円です。新たにごみ処理施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る元金償還が始まるため、前年度比2,412万9,000円の増額となっています。

2目利子は1,960万8,000円です。令和元年度借入れに係る利子の償還金が増えますが、平成30年度借入分が低利であったため、前年度比2,413万9,000円の減額となっています。

次に、23ページをお願いします。6款予備費は、前年度と同額です。

なお、24ページ以降は、給与費明細書、継続費調書及び地方債残高調書となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上で、議案第4号 令和2年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第4号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第5号「監査委員の選任について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第5号「監査委員の選任について」の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

提案理由は、識見を有する監査委員の任期が、令和2年1月30日をもって任期満了となりましたので、監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

内容につきましては、古橋洋一氏は、平成19年12月以降、豊明市の代表監査委員として就任されており、当組合の監査委員としては、平成20年1月31日の就任以来、3期12年間の経験をお持ちで、この重要な職務を十分果たされており、人格識見ともに優れた方で、監査委員として最適任者であると確信いたしております。

皆様方全員のご同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案並びに内容の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第5号を採決します。

本案について、同意することに、ご意義ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出しました案件につきまして、全てお認めいただき厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本正和）

これをもちまして、令和2年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

山 本 正 和

4 番議員

三 浦 桂 司

8 番議員

前 田 明 弘

